

名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学（以下「本学」という。）において研究上の不正が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究上の不正」とは、本学の構成員（本学の役員、職員、学生等をいう。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学に在籍する時期に行った、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究活動における捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）、又は盗用（他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解を得ず、又は適切な表示をすることなく流用することをいう。）、
- (2) 研究費の不正使用（私的流用、目的外使用、不正受給）
- (3) その他研究活動における不正行為に準ずる著しく悪質な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等を行うことをいう。）、
- (4) 前3号に掲げる行為に係る証拠を隠滅し、又は立証を妨害する行為

2 部局とは名古屋市立大学大学院医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科、看護学研究科、理学研究科及びデータサイエンス研究科、高等教育院並びに医学部附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院をいう。

（一部改正 平成31年達第63号、令和2年達第43号、令和2年達第97号、令和4年達第57号、令和5年達第94号、令和7年達第83号）
（総括及び処理）

第3条 研究上の不正に係る調査、審理及び判定は、研究を担当する理事が総括し、別に定める研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）が処理する。

（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和5年度達第189号）
（窓口）

第4条 研究上の不正に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、監査課に置く。
- 3 窓口は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究上の不正に係る申立ての受付
 - (2) 研究上の不正に係る申立て及び提供された情報の整理並びに研究を担当

する理事への取次ぎ

(3) 第11条に規定する異議申立ての学長への取次ぎ

(4) 申立者（次条第4項において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知

（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成27年達第52号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和4年達第57号、令和5年達第94号、令和5年達第189号、令和7年達第165号）

（研究上の不正に係る申立て）

第5条 研究上の不正の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を經由して、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、所定の申立書に、次の各号に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 申立者の氏名

(2) 研究上の不正を行ったとする研究者の氏名（グループで研究を行う場合には、そのグループの名称）

(3) 不正の内容及び不正とする合理的理由

3 第1項の申立ては、原則として、当該申立てに係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

4 申立者は、第1項の申立てに続く手続において、自己の氏名の秘匿を希望することができる。

（一部改正 令和4年達第57号、令和5年達第94号）

（職権による調査）

第6条 学長は、前条第1項の規定による窓口への申立ての有無にかかわらず、相当に信頼できる情報に基づき研究上の不正があると疑われる場合は、当該研究に係る不正の有無の調査の開始を研究を担当する理事に命ずることができる。

（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和4年達第57号、令和5年達第189号）

（予備調査）

第7条 研究を担当する理事は、第5条第1項の規定による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 研究を担当する理事は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を設置する。

3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取若しくは申立てに係る書面又は前条の情報に基づき、研究上の不正が存在した可能性の有無について調査する。

4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究を担当する理事が指名した者 若干名

(2) 調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が所属する部局の長

(3) その他対策委員会が必要と認めた者

- 5 予備調査委員会の議長は、前項第1号の委員から研究を担当する理事が指名する。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対策委員会に報告しなければならない。
- 8 対策委員会は、前項の報告に基づき、研究上の不正が存在した可能性を判定し、その結果を文書により申立者及び調査対象者（第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。）に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和5年達第94号、令和5年達第189号）
（本調査）

第8条 前条の予備調査により研究上の不正が存在した可能性が認められた場合には、対策委員会は、本調査を実施しなければならない。

- 2 対策委員会は、必要に応じて調査専門委員会を設置することができる。
- 3 対策委員会及び調査専門委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、研究上の不正の有無及び程度について調査する。
- 4 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 対策委員会の委員のうち研究を担当する理事が指名した者 若干名
 - (2) 研究上の不正の調査に識見を有する学外の第三者 若干名
 - (3) その他対策委員会が必要と認めた者
- 5 調査専門委員会の議長は、前項第1号の委員から研究を担当する理事が指名する。
- 6 対策委員会及び調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 7 調査専門委員会は、本調査の結果を対策委員会に報告しなければならない。
（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和4年達第57号、令和5年達第94号、令和5年達第189号）

第9条 研究を担当する理事は、必要に応じ、調査期間中に、対策委員会の議を経て、調査対象者に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。

（一部改正 平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和5年達第189号）
（審理及び判定）

第10条 対策委員会は、第8条の規定による本調査によって得られた物的かつ科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究

上の不正の有無について審理し、判定を行う。

- 2 対策委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 対策委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(一部改正 平成26年達第39号、令和4年達第57号、令和5年達第94号)

(異議申立て)

第11条 申立者及び調査対象者は、前条の規定による判定（以下「判定」という。）の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、学長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立て（以下「異議申立て」という。）は、所定の異議申立書を窓口提出することにより行わなければならない。
- 3 異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(一部改正 平成26年達第39号、令和4年達第57号)

(不服審査委員会)

第12条 学長は、異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、異議申立てに係る、対策委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、判定の再審理の必要性について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事（研究を担当する理事を除く。）のうち学長が指名した者 若干名
 - (2) 本学の教員のうち学長が指名した者 4名
- 4 対策委員会、予備調査委員会及び調査専門委員会の委員（これらの委員であった者を含む。）は、これらの委員として関与した審判及び判定に係る不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 5 学長は、第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(一

部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和4年達第57号、令和5年達第94号、令和5年達第189号)

(再審理)

第13条 学長は、不服審査委員会が判定について再審理の必要があると認めるときは、対策委員会に対し、速やかに当該判定について再審理を命ずるものとする。

- 2 対策委員会は、前項の規定により再審理を命ぜられたときは、第8条から

第10条までの規定を準用して再調査並びに再審理及び再判定を行わなければならない。

- 3 対策委員会は、前項の規定による再判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 4 申立者及び調査対象者は、第2項の規定による再判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(一部改正 平成26年達第39号、令和4年達第57号)

(措置等)

第14条 研究を担当する理事は、判定の結果を鑑み、対策委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告
 - (2) 研究資金を提供する機関、関連の教育研究機関等への通知
 - (3) 関連の学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) その他研究上の不正の排除のために必要な措置
- 2 研究を担当する理事は、個人情報又は知的財産の保護等公表しないことに合理的な理由がある場合を除き、判定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
 - 3 前条第2項の規定による再判定が行われた場合は、前2項の規定を準用する。

(一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和4年達第57号、令和5年達第189号)

(調査対象者の保護)

第15条 研究を担当する理事は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る研究上の不正の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、対策委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和5年達第94号、令和5年達第189号)

(補佐者の同席)

第16条 対策委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会は、第7条から第13条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(一部改正 平成26年達第39号)

(協力義務)

第17条 研究上の不正に係る申立て又は情報に関係する者は、当該申立て又は情報に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一部改正 平成26年達第39号)

(不利益取扱いの禁止)

第18条 本学の役員及び職員は、研究上の不正に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究を担当する理事は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和5年達第189号)

(秘密の保持)

第19条 研究上の不正に係る申立て及びその処理に関与した者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(一部改正 平成26年達第39号、令和4年達第57号)

(不正目的の申立て)

第20条 研究を担当する理事は、研究上の不正に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行った者について、対策委員会の議を経て、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等のために必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び研究を担当する理事は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る研究上の不正の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第39号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和4年達第57号、令和5年達第94号、令和5年達第189号)

(事務)

第21条 研究上の不正が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究推進課において処理する。

(一部改正 平成21年達第57号、平成26年達第39号、令和4年達第57号、令和6年達第42号)

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正 平成26年達第39号)

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程は施行日以後に行なった研究上の不正に適用する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）

この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第56号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第39号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第94号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第2条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第189号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第165号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

2～17 （略）

（名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程の一部改正）

18 名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）の一部を次のように改める。

第4条第2項中「監査室」を「監査課」に改める。

19～59 （略）